

聖籠町長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第十六号

聖籠町長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町長の資産等の公開に関する規則（平成七年聖籠町規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二中

分離課税	土地等の事業・雑所得
	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡・雑所得
	上場株式等の配当所得
先物取引の事業・雑所得	

を

分離課税	土地等の事業・雑所得
	短期譲渡所得
	長期譲渡所得
	株式等の事業・譲渡・雑所得
	上場株式等の配当所得
先物取引の事業・譲渡・雑所得	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。